

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第5、議案第8号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第8号は、松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（伴 高志君） 具体的にこの表なんですけれども、（一）と（二）を分けるという理由についてもう少し説明をお願いします。

○総務課長（山本秀樹君） 行政（一）表（二）表というところになりますけれども、要は、事務職と・・・、早く言えば、事務職と現業職というような捉え方を伝えれば、おわかりかなと思います。

○1番（伴 高志君） これは難しい判断かもわからないですけれども、事務職と現場職員というのは、対等に扱われるべきではないかということをおもうんですけれども、その点では、どういう判断をしているんでしょうか。

○総務課長（山本秀樹君） 公務員の給料表等につきましては、国の給料表等に基づいて決まっています、一応こういう分け方をしてありまして、事務関係それから現業職、現場関係というような流れの中で、こういうふうな給料表が定められてありまして、それに基づいて、職員等も割り振りがされているということになっていますので、その辺はおおもとが直らない限りはなかなか難しいのかなと思います。

○6番（福本栄一郎君） じゃあ、まず、これは説明が書いてありますけれども、いわゆる給料表というのはありますよね。それが付いていないようなんですけれども、もしできたら、資料の要求を議長の方をお願いしたいと思います。

それから、今年の2月4日に第1回臨時会をやりましたよね。職員の給与改定。それとの整合性をまず1点教えてくれませんか。

(総務課長「もう一度質問を・・・」と呼ぶ)

○議長(稲葉昭宏君) 福本君、もう一度質問してください。

○6番(福本栄一郎君) 1回目は資料の請求ですね。給与明細表。

それから2回目は、今年2月4日に第1回臨時議会をやりましたよね。その時に、職員の給与改定をやりましたよね。それとの絡みを・・・、今回のこの給与に関する条例の一部を改正する条例についての絡みを教えてくださいませんか。

○総務課長(山本秀樹君) 臨時会の時のですよ。あれは人事院勧告が、国の決定がずれこんだので、それに伴って行う改正ということになります。なお、総合的見直し等もその中でやらせていただいたということになります。

これは、今回は、先ほど言ったように地公法と、それから行政不服審査法の改正による必要項目の改正という流れになっています。

○6番(福本栄一郎君) それでは確認ですけれども、ということは、今回の場合は、予算上は反映されていないということによろしいわけですね。職員が給料が上がったとか、下がったとかという・・・、その確認です。その辺を、ご答弁をお願いします。

○総務課長(山本秀樹君) 全然関係ありません。皆さんに内緒で給料を上げるようなことはありませんので、安心していただきたいと思います。

○議長(稲葉昭宏君) 福本君の方から資料請求がありましたから、それは要望して・・・。

○総務課長(山本秀樹君) 2月の時に渡してありますので、それと変わっていませんので・・・。

(福本議員「変わっていないですか」と呼ぶ)

○総務課長(山本秀樹君) 改正は、それ以降はやっていないので、それが全てになります。

○議長(稲葉昭宏君) それはいいですね。資料請求の方はもうそれで決着ということで。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を  
挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時43分)

---